

貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,763,722	流動負債	1,922,485
現金及び預金	13,680	買掛金	951,180
売掛金	901,677	リース債務	16,832
未収入金	695,134	未払金	482,279
未収法人税等	19,437	未払消費税等	46,668
棚卸資産	17,896	未払費用	369,770
前払金	10,525	前受金	51,509
前払費用	231,582	預り金	3,843
未収収益	118	前受収益	402
仕掛品	185,565		
仮払金	286		
預け金	1,640,320		
その他流動資産	3,368		
貸倒引当金	△168		
固定資産	2,122,171	固定負債	462,207
有形固定資産	1,242,613	リース債務	27,300
建物	223,610	退職給与引当金	342,125
工具、器具及び備品	985,070	役員退職慰労引当金	3,833
リース資産	19,555	資産除去債務	55,308
建設仮勘定	14,376	その他の固定負債	33,639
無形固定資産	473,327		
電話加入権	16,487		
ソフトウェア	390,310		
商標権	506		
リース資産	6,600		
ソフトウェア仮勘定	59,422		
投資その他の資産	406,230		
長期前払費用	59,757		
繰延税金資産	139,247		
敷金・保証金	206,914		
負担金等	304		
長期滞り債権	67		
貸倒引当金	△61		
		負債合計	2,384,693
		(純資産の部)	
		株主資本	3,501,200
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,350,000
		その他の資本剰余金	2,350,000
		資本金減少差益	2,350,000
		利益剰余金	1,051,200
		その他の利益剰余金	1,051,200
		繰越利益剰余金	1,051,200
		(うち、当期純利益)	(129,119)
		純資産合計	3,501,200
資産合計	5,885,894	負債・純資産合計	5,885,894

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔 自 2015年4月 1日 〕
〔 至 2016年3月31日 〕

1. 重要な会計方針

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) 有形固定資産の減価償却方法
(リース資産を除く) | 定率法
ただし、建物は定額法によっております。 |
| (2) 無形固定資産の減価償却方法
(リース資産を除く) | 定額法
自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 |
| (3) リース資産の減価償却方法 | |
| ① 有形リース資産 | 所有権移転外ファイナンスリースは、リース期間を耐用年数とし、リース期間経過時点に実質残存価額となる定率法(ただし、建物は定額法)によっております。 |
| ② 無形リース資産 | リース期間を耐用年数とし、リース期間経過時点に実質残存価額となる定額法によっております。 |
| (4) 仕掛品の評価基準及び評価方法 | 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| (5) 商品・貯蔵品の評価基準及び評価方法 | 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。 |
| (6) 引当金の計上基準 | |
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 |
| ② 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法として、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌期より費用処理しております。過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。 |
| ③ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| (7) 収益及び費用の計上基準 | 請負工事にかかる収益の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる総額 1 億円以上の工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 |
| (8) 消費税の会計処理 | 税抜方式によっております。 |